

議案第 8 号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

介護保険法施行令の改正に伴う所要の改正を行うとともに、令和 8 年度分の介護保険料に関する減免の特例について定める必要があるため。

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例

西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第 108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～17 (略)</p>	<p>附 則 1～17 (略)</p>	<p>附 則 1～17 (略)</p>
<p>18 第1号被保険者（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例） しない者を除き、令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所に有 本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から 第21項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含 まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をい う。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限 る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号 ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る 部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25 年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計 所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第 1項若しくは第2項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第34条の3第1項、 第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用 がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控 除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とす る。附則第12項第2号イを除き、以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額 （地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所 得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、 当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令 和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た 額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場 合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控 除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則 第12項第2号イを除き、以下同じ。）」とする。</p>	<p>19 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている 者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に 限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6 号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係</p>	

る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12項第2号イを除き、以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12項第2号イを除き、以下同じ。)」とする。

20 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12項第2号イを除き、以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。))の給与等の金額として、別表第5により当該金額に当てて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12項第2号イを除き、以下同じ。)」とする。

21 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に

(新設)

(新設)

掲げる者のいずれかにかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

1 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

2 地方税法第295条第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかにかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に求めて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

3 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかにかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、西脇市条例（平成17年西脇市条例第88号）第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、西脇市条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、西脇市条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に求めて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

22 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかにかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(新設)

<p>(令和8年度分の保険料に関する減免の特例) 23 市長は、令和8年度分の保険料について、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。